

外出時の移動手段として 市の公共交通サービス等を利用しませんか

栃木市では、交通弱者の日常生活の移動手段確保の取り組みとして、「ふれあいバス」、「蔵タク」、「障がい者等移送サービス」を運行しています。

岩舟地域においても4月から「障がい者等移送サービス」が始まり、全市統一したサービスの利用が可能となります。

ぜひ、買い物や通院、社会参加等にご利用ください。

なお、これまで岩舟地域内で行っていましたが「外出支援サービス」は、新しい栃木市におけるサービスの統一性が図られたことにより平成27年9月30日で終了します。

サービスメニュー

	利用要件	車いすの利用	事前登録	運行範囲	問合せ先
ふれあいバス	無	路線により可	不要	市内	交通防犯課 ☎21-2153
蔵タク	無	可	要	市内	
障がい者等移送サービス (平成27年4月1日から)	利用対象者、行先等の要件有	可	要	市外	栃木市社会福祉協議会 ☎22-4457 同 岩舟支所 ☎55-2438
外出支援サービス (平成27年9月30日まで)	利用対象者、行先等の要件有	可	要	市内 市外	社会福祉課 ☎21-2203 栃木市社会福祉協議会 岩舟支所 ☎55-2438

※それぞれのサービスにより、利用要件、利用料金等が異なります。詳しくは各問合せ先にご連絡ください。

※運転免許証を自主返納される方へ「ふれあいバス」、又は「蔵タク」の回数券を交付する支援制度があります。詳しくは交通防犯課（☎21-2153）へお問い合わせください。

